

介護予防訪問看護サービス重要事項説明書

(年 月 日現在)

当事業所は利用者ご本人に対して介護予防訪問看護サービスを提供します。事業所の概況や提供されるサービスの内容、契約上ご注意をいただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者の概要

事 業 者 名 称	ハピネスケア株式会社		
事業者所在地・電話番号	埼玉県さいたま市見沼区南中野57 番地		電話番号048－685－5163
代 表 者 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 中村 真悟		
設 立 年 月 日	昭和61年2月8日		
事 業 所 数	介護予防訪問入浴介護事業所 3ヶ所		第1号訪問事業所(現行相当・緩和) 2ヶ所
	介護予防通所事業所	1ヶ所	介護予防福祉用具貸与事業所 2ヶ所
	介護予防訪問看護事業所	1ヶ所	介護予防居宅介護支援事業所 3ヶ所

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定介護予防訪問看護事業所
介護保険事業所番号	1166590129
事業所の目的	ハピネスケア株式会社 みぬま訪問看護ステーションが行う、介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅において看護の提供に当たるサービス従事者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問看護サービスを提供することを目的とする。
事業所の管理者	程 塚 洋 子
事業所の名称	ハピネスケア株式会社 みぬま訪問看護ステーション
事業所所在地・電話番号	埼玉県さいたま市見沼区中川907番地 電話048－682－2280
当事業所の運営方針	1 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。 2 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保険・医療福祉サービスや地域包括支援センターとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
通常の実施地域	さいたま市 (通常の実施地域以外の方でもご希望の方は、ご相談ください。)

3. 当事業所の営業日及び営業時間等

営業日	月～金(土曜日・日曜日・祝日及び12月30日～1月3日を除く)
営業時間	月～金 8:30～17:30
受付時間	月～金 8:30～17:30

4. 職員の配置

当事業所では、利用者ご本人に対して介護予防訪問看護サービスを提供する職種として、以下の職員を配置しています。

従業者の職種	常勤	常勤兼務	非常勤	非常勤兼務	合計
管 理 者	名	名	名	名	名
看 護 師	名	名	名	名	名
理 学 療 法 士	名	名	名	名	名
事 務 員	名	名	名	名	名

5. サービス内容(介護保険の給付の対象となるサービス)

1 病状・障害の観察	2 清拭・洗髪等による清潔の保持
3 食事及び排泄等の日常生活の世話	4 褥瘡の予防・処置
5 リハビリテーション	6 ターミナルケア
7 認知症患者の看護	8 療養生活や介護方法の指導
9 カテーテル等の管理	10 その他医師の指示による医療処置

6. 各種加算

- ① 初回加算 (Ⅰ)350単位
(Ⅱ)300単位

新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の指定訪問看護を行った日の属する月に指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- ② 退院時共同指導加算 600単位

病院、診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、退院時共同指導を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回(※特別な管理を必要とする利用者については2回)に限り、所定単位数を加算する。

- ③ 看護体制強化加算 100単位

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合に加算する。

- ⑤ サービス提供強化加算(Ⅰ) 6単位

定期的な研修計画並びに研修を実施しており、かつ、7年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されている状況により加算が可能となる。

- ⑥ 複数名訪問加算(Ⅰ) 254単位(30分未満) 402単位(30分以上)

複数の看護師が同時に1人の利用者に対し訪問看護を行った場合の評価について加算する。

複数名訪問加算(Ⅱ) 201単位(30分未満) 317単位(30分以上)

看護師が看護補助者と同時に指定訪問看護を行うことについて利用者又は家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するとき

イ 利用者の身体的理由により一人の看護師による指定訪問看護が困難と認められる場合

ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損等が認められる場合

ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合

- ⑦ 特別管理加算(Ⅰ) 500単位

イ 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。)に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。

特別管理加算(Ⅱ) 250単位

ロ 医療診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、

在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。

ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

ニ 真皮を超える褥瘡の状態

ホ 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

⑧ 長時間訪問看護加算 300単位

特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を越える訪問看護を行った場合、訪問看護のサービス費（1時間以上1時間30分未満）に加算。

⑨ 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）600単位

（Ⅱ）574単位

特別管理加算を算定する状態の者等が夜間帯に計画外の訪問を行った場合に、早朝・夜間・深夜加算を月内の2回目以降の訪問から加算。

⑩ ターミナルケア加算（死亡月） 2,500単位

イ 死亡日及び死亡日前14日以内に2日（死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して訪問看護を行っている場合にあっては1日）以上ターミナルケアを行った場合。（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）

ロ ターミナルケアの実施にあたっては居宅介護支援事業者等と十分な連携を図り「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者との連携の上、対応するものとします。

7. 介護保険給付の対象となるサービスの利用料金(1回当たり)(料金表参照)

- 当事業所が提供するサービスの利用料金は、負担割合証に記載の割合に応じた額が介護保険から給付されます。
- 介護予防訪問看護サービスは、サービス種別と時間に応じて利用料金が異なります。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- 利用者ご本人に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅介護予防サービス計画(ケアプラン)に基づき、それを踏まえた介護予防訪問看護計画に定められます。
- 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- 利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、介護予防訪問看護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。
- 平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。
 - 夜間(午後6時から午後10時まで):25%増・早朝(午前6時から午前8時まで):25%増
 - 深夜(午後10時から午前6時まで):50%増

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦利用料金を実費にていただきますと、サービス提供証明書と領収書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、市区町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

8. 給付の対象とならないサービス

- ① 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。
- ② 通常の事業実施区域(さいたま市)以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、区域外から当事業所との間の交通費をご負担していただきます。(料金表参照)

9. 利用料金のお支払方法

- ① 1か月ごとに計算し、月末締めで精算し翌月にご請求書を発行いたします。お支払方法は、口座振替となります。
- ② 契約時、事前に所定の用紙をお渡ししますので申し込んでいただきます。ご利用者又はご家族の希望する所定の金融機関より原則として毎月28日に自動引落としとなります。
尚、お手続きが済むまではゆうちょ銀行よりお振込みをしていただきます。
- ③ ご入金を確認されますと領収証を発行します。

10. サービスの中止

利用予定日の前に、利用者ご本人の都合により、サービスの利用を中止される場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出てください。予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者ご本人の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

① ご利用日前日 17:30 までにご連絡いただいた場合	無 料
② ご利用日当日 8:30 までにご連絡いただいた場合	1 日の利用料の 10%
③ ご利用日当日 8:30 までにご連絡がなかった場合	1 日の利用料の 20%

11. 介護予防訪問看護サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でご相談してください。当社職員がお伺いいたします。介護予防訪問看護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員や地域包括支援センターと御相談ください。

(2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当社の都合でサービスを終了する場合や以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ご利用者が介護保健施設等に入所した場合
 - 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、要介護及び非該当(自立)と判定された場合 ※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
 - ご利用者がお亡くなりになった場合

③ その他

当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や御家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当社が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

利用者が、サービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払わない場合、又は利用者やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、サービスを終了させていただく場合がございます。

12. サービスご利用のために

事 項	有無	備 考
看護サービスマニュアル	○	さまざまな障害や症状の方、いろいろな看護環境に対応いたします

専門職員への研修の実施	○	年1回全体研修会、月1回部別ミーティングその他、随時看護協会研修
-------------	---	----------------------------------

13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14. 緊急時の対応方法

事業者は、サービスの提供中に利用者の容態に急変が生じた場合、その他必要があった場合は、臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じます。また、家族や家族の代表、管理者等へ連絡をいたします。

15. 事故発生時の対応

事業者は、サービス提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族や家族の代表、地域包括支援センターや担当の居宅支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、契約書に基づき対応いたします。

16. 非常災害発生時の対応

大規模災害が発生した時、もしくは発生が予想される時点に対処するため、別に「ハピネスケア株式会社 災害時 防災マニュアル」を定め、あらゆる災害に対し備えるものとします。

17. サービス内容に関する相談・苦情のお取り扱い

(1) 当事業所におけるご相談・苦情受け付け窓口

当社の訪問看護サービスに関するご相談・苦情および居宅介護予防サービス計画にもとづいて提供しています。各サービスについてのご相談・苦情を承ります。また、個人情報の取り扱いについても苦情・相談を承ります。

○ 受付相談 担当：管理責任者 程 塚 洋 子 （不在時は、職員及び事務職員）

○ 受付時間 月～金（土曜日・日曜日・祝日及び12月30日～1月3日を除く）

8:30～17:30まで 電 話 番 号 048-682-2280

(2) 行政機関その他苦情受付機関

当事業所以外に、市区町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

市区町村名：_____ 担当：_____ 電話 _____

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課（苦情・相談受付） 電話 048-824-2568(直)

年 月 日現在

介護予防訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な項目を説明しました。

(事業所) ハピネスケア株式会社 みぬま訪問看護ステーション 説明者 _____

私は、契約書及び本書面により、事業所から介護予防訪問看護サービスについての重要事項の説明を受けサービス提供開始について同意しました。

年 月 日

(利用者) 住 所 _____ 氏名 _____

(代理人) 住 所 _____ 氏名 _____